

(添付様式2)

領収書等添付様式

(令和5年 4 月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理 番号	使 途 項 目					
/	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費					
	車リース料 31,570円	<table border="1"><tr><td data-bbox="1101 459 1149 1041">案分率</td><td data-bbox="1149 459 1508 604">共通案分率 50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1101 604 1149 1041"></td><td data-bbox="1149 604 1508 1041">それ以外の案分 案分の説明</td></tr></table>	案分率	共通案分率 50% 25%		それ以外の案分 案分の説明
案分率	共通案分率 50% 25%					
	それ以外の案分 案分の説明					
	<p>31,570円 × 50% = 15,785円 を充当</p> <p>05.04.03 31,570 トヨタファイナンス (カー)</p>					



自動車リース契約書

借受人用

LA071R

・この契約書に添付の約款は、リース契約の条件及び個人情報取扱について記載したものですから、借受人および連帯保証人におかれましては、これらの事項をよくお読み頂き充分にご納得の上、ご署名(記名・捺印)ください。

・個人情報の取扱いにつきましては添付の【個人情報の取扱い】に記載しております。

・4枚目「公正証書作成に関わる委任状」は内容を十分ご理解の上、直接ご署名ください。

借受人(甲) (所在地・名称・代表者)

貸渡人(乙) (所在地・名称・代表者)

令和 4 年 9 月 22 日

[Redacted Name]

神戸市長田区北町2丁目5番地
株式会社トヨタレンタリース兵庫
代表取締役 龍川高章

連帯保証人(住所・氏名・職業)

連帯保証人(住所・氏名・職業)

(印)

(印)

貸渡人(以下乙という)と借受人(以下甲という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースについて、下記条件ならびに添付約款のとおり契約を締結します。

(100095136 - 01)

リース方式 **メンテナンス** 契約 No **0821192**

自動車明細	(1) 車名	ルミー X	特別仕様	SRSサイド(ド・P)＆カーテンシールド 17インチ サイクルハイター ETCシャイター(ビルトイン) ホイール・ナビ・エンターテインメント
	(型 式)	M900A-GBME	仕 様	ホウソウフロアマット ETCセットアップ サンカクティンパン
	登録番号	神戸 504む7550	車台番号	[Redacted]
	初度登録	4年 9月	塗 色	ブライツカラーメタリック
使用の本拠地	[Redacted]	内 装 色	ブラックメタリック	(S28 FA40)
保管場所	[Redacted]			

(2)リース期間	令和 4年 9月 22日 ~ 令和 9年 9月 21日	60ヶ月	(5)前払金	充当方法 第1回 63,140円 第2回 ~ 第3回 各 31,570円
リース料	毎月 28,700円 (税別 1,722,000円)		(5)保証金	円 令和 年 月 日支払
消費税 (10.00%)	毎月 2,870円 (税別 172,200円)		(7)支払方法	トヨタクレジット
(3)支払月額	毎月 31,570円 (税別 1,894,200円)		(銀行 支店)	[Redacted]

(4)支払期日	第1回 令和 4年 9月 2日 支払 第2回 令和 4年 10月 2日 支払 第3回 ~ 第59回 1ヶ月毎 2日 支払 第60回 令和 9年 8月 2日 支払	
---------	---	--

(8)リース料に含まれる項目	<input type="checkbox"/> 登録納車費用	<input checked="" type="checkbox"/> 事故修理(車両保険付保時)
	<input type="checkbox"/> 自動車税環境性能割	<input type="checkbox"/> オイル交換
	<input type="checkbox"/> 自動車重量税	<input type="checkbox"/> バッテリー交換 1個まで
	<input type="checkbox"/> 自動車賠償責任保険	
	<input type="checkbox"/> 自動車税(種別割)	<input type="checkbox"/> タイヤ 4本まで
	<input type="checkbox"/> 道路関連サービス	
	<input checked="" type="checkbox"/> 任意保険	
	<input type="checkbox"/> 車検(定期点検整備及び継続検査)	
	<input type="checkbox"/> 法定定期点検整備	<input type="checkbox"/> 車検事故 〇 法点 〇 一般 〇
	<input checked="" type="checkbox"/> プロケア10	車 二日以上を要する故障修理期間
<input type="checkbox"/> 一般修理		

(9)任意保険内容	保険会社	*****
	保険種類	*****
	フリート区分	*****
	年齢条件	*****
	割引割増	*** %
	対人	*****百万円
	対物	*****百万円、自己負担 *****円
	人身傷害	1名 *****百万円、1事故 *****百万円
	車両	1年目 *****円、2年目 *****円 3年目 *****円、4年目 *****円 5年目 *****円、6年目 *****円 7年目 *****円、8年目 *****円

(10)引渡予定日	令和 4年 9月 26日
引渡場所	使用の本拠地
(11)租税ノックアップ	ネットトヨタゾナ神戸 株式会社 尼崎店
(12)契約走行距離	1,000
(13)超過走行料	
(14)残価の精算	しない

(15)規定損害金 基本額 1,600,233円
過渡月額 17,473円

(16)任意保険については、御使用者負担に於いて加入して頂きます。
必ず、任意保険の申請書のコピーを提出下さい

事 リース会計基準判定: ホンダ・レック リース

項

連帯保証人

連帯保証人

() 含まれない



約 款

【個人情報の取扱い】

1. 甲は、乙が下記の目的で表面記載の個人情報を使用することに同意します。
 - a. 表記(1)記載の自動車の定期点検および保険満期の予定等を印刷物の送付または電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
 - b. 自動車、保険、携帯電話、その他乙において取扱う商品・サービス等や、各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
 - c. 商品開発等あるいはお客様満足度向上策等を検討するため、甲にアンケート調査を実施すること。
2. 甲および連帯保証人は、乙が表面記載の個人情報、リース支払額支払開始後の支払状況、過去の債務の返済状況および乙が甲から入手した甲の計算書類等と与信判断・与信後の管理目的で利用することに同意します。
3. 甲は下記のとおり、乙が表面記載の個人情報を第三者に提供することに同意します。

提供先およびその利用目的

提供先	提供内容	提供先の利用目的
トヨタ自動車株式会社	契約締結日、車名・色・型式等自動車に係る情報および甲の氏名・住所・電話番号など、表面記載の個人情報(以下、表面記載の個人情報という)および、甲の住所、乙が掲げる大連地区の個人情報を要旨	甲に、商品・サービス等に関するご案内あるいは本契約の内容やメンテナンス等の履行状況等についてトヨタ自動車株式会社が発信するリースWebシステムを通じて情報提供を行うこと
トヨタ自動車株式会社およびトヨタ自動車株式会社と情報提供契約を締結した者	トヨタ自動車株式会社およびトヨタ自動車株式会社と情報提供契約を締結した者	甲に、商品の企画・開発等あるいはお客様満足度向上策等の検討の参考にすることを目的として、自動車をリースした顧客とある乙のお客様対応等についてアンケート調査を実施すること
トヨタ自動車株式会社およびトヨタ自動車株式会社とトヨタファイナンス株式会社とのリース契約を締結した者	トヨタ自動車株式会社およびトヨタファイナンス株式会社とのリース契約を締結した者	リース契約締結の円滑化等、お客様に満足いただくための施策立案およびプランナイス全体としての体制整備
乙が損害保険代理店等委託を受けている損害保険会社	トヨタ自動車株式会社	甲に対しての、各種損害保険の募集および加入に関すること
トヨタファイナンス株式会社	トヨタ自動車株式会社	外信判断および与信後の管理のため
表面記載の個人情報およびリース契約書類・取付印・当該注文書と同時に行われた使用履歴取付印中の自動車検査印情報	トヨタ自動車株式会社	トヨタファイナンスとして、リース状況を把握のうえお客様の事情に応じた有効なプランナイス提案を実施すること
表面記載の個人情報および自動車検査印(行先、乙およびトヨタ販売店がサービス入庫等を通じて把握する表面記載の個人情報および検査印の複製情報を含む)	トヨタ自動車株式会社およびトヨタ販売店	甲に、市場調査を行うこと、甲が、今後サービス入庫等を行う際に、迅速、的確な受付対応をすること

4. 乙は、個人情報の取扱いについて、ホームページなどにより公表します。
URL: <https://mobility.toyota.jp/leasing/>

【リース契約条項】(法人用)

1. 本契約(以下、この条項)は、甲が、乙(以下、これをリース会社と称す)から、リース期間(以下、これをリース期間という)を以て、甲の事業活動のために、乙からリースを受けることとする。本契約の解除または甲が本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
2. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
3. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
4. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
5. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
6. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
7. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
8. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
9. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。

2. 前項のリース料は、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
3. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
4. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
5. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
6. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
7. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
8. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
9. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
10. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
11. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
12. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
13. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
14. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
15. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
16. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
17. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
18. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
19. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。
20. 甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。甲は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、その他の法律等に基づき、甲が乙からリースを受けることとする。



請求予定表

LB081R

〒660-0051

発行日 4年 9月22日

1 ページ

兵庫県尼崎市東七松町
1丁目13-17-1F

黒川 治 様

株式会社 トヨタレンタカー

〒653-0016

神戸市長田区北町2丁目



電話番号 078-576-6155

リース第1課

担当

5003146001

契約No	0821192	車名	ルミ
契約期間	4年 9月22日～ 9年 9月21日	登録No	神戸 504む7550

回数	利用月	月額リース代			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
1	4. 9	28,700	2,870	31,570	28,700	2,870	31,570	0	4. 8. 20	4. 9. 2
2	4.10	28,700	2,870	31,570	28,700	2,870	31,570	0	4. 9. 20	4.10. 2
3	4.11	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	4.10. 20	4.11. 2
4	4.12	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	4.11. 20	4.12. 2
5	5. 1	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	4.12. 20	5. 1. 2
6	5. 2	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	5. 1. 20	5. 2. 2
7	5. 3	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	5. 2. 20	5. 3. 2
8	5. 4	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	5. 3. 20	5. 4. 2
9	5. 5	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	5. 4. 20	5. 5. 2
10	5. 6	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	5. 5. 20	5. 6. 2
11	5. 7	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	5. 6. 20	5. 7. 2
12	5. 8	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	5. 7. 20	5. 8. 2
13	5. 9	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	5. 8. 20	5. 9. 2
14	5.10	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	5. 9. 20	5.10. 2
15	5.11	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	5.10. 20	5.11. 2
16	5.12	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	5.11. 20	5.12. 2
17	6. 1	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	5.12. 20	6. 1. 2
18	6. 2	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	6. 1. 20	6. 2. 2
19	6. 3	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	6. 2. 20	6. 3. 2
20	6. 4	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	6. 3. 20	6. 4. 2
21	6. 5	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	6. 4. 20	6. 5. 2
22	6. 6	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	6. 5. 20	6. 6. 2
23	6. 7	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	6. 6. 20	6. 7. 2
24	6. 8	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	6. 7. 20	6. 8. 2
25	6. 9	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	6. 8. 20	6. 9. 2
26	6.10	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	6. 9. 20	6.10. 2
27	6.11	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	6.10. 20	6.11. 2
28	6.12	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	6.11. 20	6.12. 2

リース代	1,722,000 円
消費税額	172,200 円
お支払総額	1,894,200 円
前払金	63,140 円
お支払期日	4. 9. 20
充当方法	第 回 円
	第 1回～第 2回 31,570 円
	第 回～第 回 円

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	トヨタクレジット

銀行名	自動口座振替
支店名	トヨタF 2日引落
口座種別	
口座番号	

*消費税額には地方消費税を含みます。
振込される場合は上記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。

5003146001

R 請求予定表

LB081R

〒660-0051

発行日 4年 9月22日

2 ページ

兵庫県尼崎市東七松町
1丁目13-17-1F

黒川 治 様

5003146001

株式会社 トヨタレンタリース株式会社

〒653-0016

神戸市長田区北町2丁目



電話番号 078-576-6155

リース第1課

担当

契約No	0821192	車名	カミー
契約期間	4年 9月22日～ 9年 9月21日	登録No	神戸 504む7550

回数	利用月	月額リース代			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
29	7. 1	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	6.12.20	7. 1. 2
30	7. 2	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	7. 1. 20	7. 2. 2
31	7. 3	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	7. 2. 20	7. 3. 2
32	7. 4	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	7. 3. 20	7. 4. 2
33	7. 5	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	7. 4. 20	7. 5. 2
34	7. 6	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	7. 5. 20	7. 6. 2
35	7. 7	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	7. 6. 20	7. 7. 2
36	7. 8	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	7. 7. 20	7. 8. 2
37	7. 9	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	7. 8. 20	7. 9. 2
38	7.10	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	7. 9. 20	7.10. 2
39	7.11	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	7.10. 20	7.11. 2
40	7.12	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	7.11. 20	7.12. 2
41	8. 1	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	7.12. 20	8. 1. 2
42	8. 2	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	8. 1. 20	8. 2. 2
43	8. 3	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	8. 2. 20	8. 3. 2
44	8. 4	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	8. 3. 20	8. 4. 2
45	8. 5	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	8. 4. 20	8. 5. 2
46	8. 6	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	8. 5. 20	8. 6. 2
47	8. 7	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	8. 6. 20	8. 7. 2
48	8. 8	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	8. 7. 20	8. 8. 2
49	8. 9	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	8. 8. 20	8. 9. 2
50	8.10	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	8. 9. 20	8.10. 2
51	8.11	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	8.10. 20	8.11. 2
52	8.12	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	8.11. 20	8.12. 2
53	9. 1	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	8.12. 20	9. 1. 2
54	9. 2	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	9. 1. 20	9. 2. 2
55	9. 3	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	9. 2. 20	9. 3. 2
56	9. 4	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	9. 3. 20	9. 4. 2

リース代	1,722,000 円
消費税額	172,200 円
お支払総額	1,894,200 円
前払金	63,140 円
お支払期日	4. 9. 20
充当方法	第 回 第 1回～第 2回 円 31,570 円 第 回～第 回 円

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	トヨタクレジット

銀行名	自動口座振替
支店名	トヨタF 2日引落
口座種別	
口座番号	

* 消費税額には地方消費税を含みます。
振込される場合は上記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。

5003146001

請求予定表

LB081R

〒660-0051

発行日 4年 9月22日

3 ページ

兵庫県尼崎市東七松町
1丁目13-17-1F

黒川 治 様

5003146001

株式会社 トヨタレンタリース 兵庫

〒653-0016

神戸市長田区北町2丁目

電話番号 078-576-6155

リース第1課

担当



契約No	0821192	車名	カミー
契約期間	4年 9月22日～ 9年 9月21日	登録No	神戸 504む7550

回数	利用月	月額リース代			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
57	9. 5	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	9. 4. 20	9. 5. 2
58	9. 6	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	9. 5. 20	9. 6. 2
59	9. 7	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	9. 6. 20	9. 7. 2
60	9. 8	28,700	2,870	31,570	0	0	0	31,570	9. 7. 20	9. 8. 2

リース代	1,722,000 円
消費税額	172,200 円
お支払総額	1,894,200 円
前払金	63,140 円
お支払期日	4. 9. 20
充当方法	第 回 円
	第 1回～第 2回 31,570 円
	第 回～第 回 円

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	トヨタクレジット

銀行名	自動口座振替
支店名	トヨタ F2 日引落
口座種別	
口座番号	

*消費税額には地方消費税を含みます。
振込される場合は上記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。

5003146001

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式

(令和 5 年 4 月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理	使 途 項 目				
番号	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 (事務費) 人件費				
2		<table border="1"><tr><td data-bbox="1118 454 1166 1028" rowspan="2">案分率</td><td data-bbox="1166 454 1501 591">共通案分率 50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1166 591 1501 1028">それ以外の案分 % 案分の説明</td></tr></table>	案分率	共通案分率 50% 25%	それ以外の案分 % 案分の説明
案分率	共通案分率 50% 25%				
	それ以外の案分 % 案分の説明				
<p style="text-align: right;">ビジネスホンリース料</p> <p style="text-align: right;">10,260 円 × 50 % = 5,130 円 を充当</p> <p>05.04.03 10,260 SMTハナ</p>					

お客様がお申込みになる会社名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社(乙)
〒105-0023 東京都港区芝浦一丁目2番3号

太枠内にボールペンで強くご記入ください。リース申込者様は、本書面を必ずお受取りください。

(ハード・プログラムプロダクト兼用)
リース申込書 お申込み年月日を必ずご記入ください。

お申込み区分 新規 増設 G U 再入替 満了入替

①リース申込者様用

私(申込者および連帯保証人)は「個人情報の取得・利用・提供に関する同意条項」および「お申込みの内容(契約約款)」を確認し、同意したうえで申込みます。また、本申込みにかかる物件納入のために本申込書に記入された個人情報を納入業者が取得・利用することに同意します。

お申込み年月日
2019年09月19日

納入業者様は②リース会社・賃貸人用の「品代支払区分」欄の該当箇所必ずチェックを入れてください。
営業のために利用される場合以外は、お申込みできませんのでご了承ください。

当社より、後日送付の「リースお支払明細書」は、契約成立後「契約の内容を明らかにする書面」となりますので大切に保管してください。なお、契約成立日(リース開始日)等の契約内容は、「リースお支払明細書」にてご確認願います。

所在住所
〒105-0023 東京都港区芝浦一丁目2番3号

フリガナ
尾崎市東七松町1丁目13-17
兵庫県議会議員 黒川治事務所
代表 黒川治

区分
1.法人 2.公的機関 3.個人事業主(男・女)
明大昭平令
年 月 日

物件No.	物件名	メーカー	型式・品番	台数	使用場所(申込者所在地と異なる場合のみ記入)ソフトのみの場合は、指定電子計算機の品番を記入
01	ハードソフト		EX-KSU	1	
02	ハードソフト		EX-2KT-N	3	
03	ハードソフト		DDPH	1	
04	ハードソフト				
05	ハードソフト				

お名前 フリガナ
フリガナ
お勤め 名称・所属・役職
ご自宅
お勤め 名称・所属・役職

TEL ()

性別 昭平 年 月 日

(1)リース期間 物件受領確認年月日(リース開始日)から 6:0 カ月(期間中の解約はできません)

(2)月額リース料等
リース料(消費税抜) 9500円
消費税等 760円
リース料(消費税込) 10260円

(3)支払方法 甲の指定する支払口座から自動引落させていただきます。

(4)支払期日 当社より、後日送付の「リースお支払明細書」に従って、自動引落(毎月3日、但し、金融機関休業日の場合は翌営業日)の方法によりリース料をお支払いいただきます。初回リース料は2回目のリース料と合算して自動引落させていただきます。

(5)前払リース料 円(消費税込) 最終より カ月分のリース料に充当

(6)再リース料 年額 年間リース料×1/10(十再リース時の消費税等)

(7)保険 動産総合保険

(8)遅延損害金 年 14.6%

(9)規定損害金 残リース料相当額および未払消費税額

お名前 フリガナ
フリガナ
お勤め 名称・所属・役職
ご自宅
お勤め 名称・所属・役職

TEL ()

性別 昭平 年 月 日

右記契約番号のリース物件を入替えのうえ、この契約を申込みます。また、右記契約番号のリース物件につき、グレードアップ(GU)解約の場合は、その解約金を含めた契約として申込みます。解約金については動産総合保険対象外となることを承諾します。

(再リース除く)解約予定契約番号	①								
	②								

お支払口座
(社名) (シャメイ)
(役職名) (ヤクシヨクメイ)
(代表者名) 黒川治 (タイヒョウウシャメイ) 7077 オム

990010

口座名義人欄も必ずご記入ください

店コード
納入業者
三井通信 株式会社
担当者氏名 (市外局番からご記入下さい)
TEL ()
FAX ()

特約

※お申し込みの際は必ずご確認ください。

リース契約条項

- 第1条 (リース契約)** 三井住友トラスト・バナンソツクファイナンス株式会社(以下「[甲]という)は、表記のリース申込者(以下「[甲]という)指定の表記の納入業者(以下「納入業者」という)から甲が指定する表記のリース物件を買い受け、および(または)プログラム・プロダクトの非独占的使用許諾権を取得し、表記および「[甲]の家項」より甲に賃貸し、甲はこれを営業のため、または営業することを目的として「(以下、リース物件のみを称するときは「リース物件」、プログラム・プロダクトのみを称するときは「ソフト」、リース物件」と「ソフト」を総称するときは「物件」とい、物件についての甲乙間の貸借関係は「リース」という)。
- 第2条 (契約の成立時点)** ①本契約は、甲が納入業者から物件の引渡しを受け、乙が所定の手続きにより承認したときに、当該受領確認年月日をもって成立するものとする。
②物件は納入業者から表記使用場所(以下「使用場所」という)に搬入され、甲は、搬入された物件について甲の負担で検査を行い、瑕疵のない完全な状態で引渡しを受けたことを確認しています。
- 第3条 (リース期間等)** ①リース期間は、前条に基づき物件の受領確認年月日より起算し、表記のとおりとする。
②甲は、リース期間満了前に本契約を解除することができないものとする。
- 第4条 (リース料とその支払)** リース料は、表記のとおりとし、甲はこれを表記の支払方法で乙に支払うものとする。
- 第5条 (前払リース料)** ①前払リース料は、表記のとおりとし、甲はこれを初回のリース料とあわせて表記の支払方法で乙に支払うものとする。
②前払リース料は、リース期間の最終月より前月まで、自動的にリース料に充当されるものとする。
③甲が本契約に違反し、または第16条第1項各号の一に該当した場合、並びに第17条第2項により本契約が終了した場合、乙は、前項の規定によらず、前払リース料を本契約に基づく一切の債務の弁済に任意に充当できるものとする。
④前払リース料には、利息は付さないものとする。
- 第6条 (物件の保存)** 甲は、物件の引渡しを受けた時からその返還を完了する時まで、善良な管理者の注意をもって物件を自己の費用負担で管理するものとする。
- 第7条 (物件の取壊等)** ①リース開始後、物件またはその設置に隠れた瑕疵が発見された場合、甲は納入業者との間でその解決を図るものとし、乙は、甲に対し何ら責任を負わないものとする。
②前項の場合、甲は納入業者に対し直接請求を行い、納入業者との間で解決するものとする。また、甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の納入業者に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は、甲の納入業者への直接請求に協力するものとする。
③前項の場合、甲は本契約の解除またはリース料減額請求を行うことができないものとする。
- 第8条 (所有権の保全)** 甲は次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
1. 乙または乙の指定する者が物件の点検確認を行う場合、いつでもこれに応じること。
2. 乙から物件に乙の所有物である旨の表示を貼付するよう指示があった場合、これに従い、その表示を除去、毀損等しないこと。
3. 物件を第三者に贈与・売却・賃貸し、または賃借するおそれのある行為をしないこと。
4. 取り外しが著しく困難となる程度に物件を他の動産・不動産に付着させないこと。
5. 事前に乙の文書による承諾を得ることなく、改造その他物件の形状・性能・規格・品質等を変更する行為をせず、また使用場所を変更しないこと。
6. 物件の所有権が第三者から侵害され、または侵害されるおそれがある場合、直ちにその旨を乙に通知すること。
7. 事前に乙の文書による承諾を得ることなく、本契約に基づく甲の権利または甲の契約者たる地位を第三者に譲渡しないこと。
- 第9条 (物件の使用、保守)** ①甲は、第2条に基づく引渡しを受けた時から、本来の用途に従い、物件についての関係法令および監督官庁の規制指示を遵守し、使用場所で物件を使用し、この使用に必要な一切の費用を負担するものとする。尚、物件の使用場所は日本国内に限るものとする。
②甲は、ソフトを使用場所において、表記の指定電子計算機およびその関連機器においてのみ使用するものとし、これを変更しないものとする。
③甲は物件を善良な管理者の注意義務をもって保管・使用し、必要と認められる等物件を正常な状態に維持するための保守、整備、修繕を行ない、その費用を一切負担するものとする。
④甲は物件の使用・維持・管理にあたり、物件に付合・付着させた機器・部品等の所有権を主張し、またはその権限を乙に請求しないものとする。
- 第10条 (公租公課の負担)** ①乙は、物件の固定資産税を納付するものとする。但し、リース期間中に固定資産税が増額された場合、甲は、乙の請求により直ちにその増額分を乙に支払うものとする。
②甲は、本契約に係る消費税および地方消費税(以下消費税等という)を負担するものとし、本契約に基づく債務の履行方法と同一の方法により乙に支払うものとする。但し、表記の各消費税等は本契約の成立日の税率により計算したものであり、消費税等の税率の変更による増額について、甲は、乙の請求により直ちにその増額分を乙に支払うものとする。
③甲は、固定資産税および消費税等以外に物件および本契約に基づく取引に課せられる公租公課は、名義人の如何にからず全てこれを負担するものとする。
④甲は、前項の公租公課を納付することになったときは、その納付の前後を問わず、乙の請求により直ちにこれを乙に支払うものとする。
- 第11条 (第三者等の損害)** ①物件またはその設置・使用・管理に起因して甲または第三者が損害を被った場合、甲は乙の責任と費用負担でこれを解決し、乙に何らの損害を及ぼさないものとする。尚、本契約終了後も、甲が物件を乙に返還するまでの間、同様とする。
②ソフトが第三者の著作権、特許権、実用新案権、商標権または意匠権その他の財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。この場合、甲は納入業者との解決を求めるものとし、乙はこれに協力するものとする。
- 第12条 (保険)** ①乙は、物件につき、受領確認年月日から本契約終了日まで、乙が選定する保険会社と乙が定める条件により乙を被保険者とする表記の損害保険契約(以下保険契約という)を締結するものとする。但し、所有権が乙にないソフトについては、保険契約を締結しないものとする。
②前項の保険契約に基づく保険事故が発生した場合、甲は直ちにその旨を乙に通知し、かつ乙が指定する保険金受取りに必要な書類を直ちに乙に交付するものとする。
③乙が第1項の保険契約に基づく保険金を受領した場合、乙は保険事故に際して各号に定める費用または損害金に充当するものとし、甲はその金額を限度として乙の支払を免れるものとする。
1. 第9条第3項に定める物件の修理等に要した費用
2. 第19条第1項に定める規定損害金
- 第13条 (ソフト複製の禁止)** 甲は、乙および納入業者の事前承諾を得なければ、ソフトの全部または一部を第三者に譲渡し、若しくは、その再使用権を設定し、または複製し、その他第三者に使用させてはならないものとする。
- 第14条 (秘密の保持)** 甲は、ソフトの内容その他、本契約に關して知り得た機密事項を、本契約の期間中および契約終了後においても第三者に公表し、または漏らしてはならないものとする。
- 第15条 (権利事項)** ①甲および連帯保証人は、本契約の成立日において、甲および連帯保証人(これらの役員および従業員を含む。以下本条において同じ)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と許諾的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(以下「反社会的勢力」という)ではないことを誓約し、かつ、本契約の有効期間中、反社会的勢力に属さないことを誓約します。
②甲および連帯保証人は、乙に対し、次の各号に該当する事項を行わないことを誓約します。
1. 自らまたは第三者を利用して、詐欺、暴力行為または脅迫的言辭を用いるなどすること。
2. 事実を反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。

3. 自らまたは第三者を利用して、乙の名譽や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をする。
4. 自らまたは第三者を利用して、乙の業務を妨害し、または、妨害するおそれのある行為をする。
③甲および連帯保証人について、本条第1項に反する事実が判明したとき、または本条第2項に違反したときは、甲および連帯保証人は乙からの通知により本契約に基づく全額の債務について期限の利益を失い、甲は直ちに残債務全額(残リース料および未払消費税額等)その他本契約に基づく一切の債務)を一括現金で乙に支払うものとする。
- 第16条 (期限の利益喪失・契約解除)** ①甲が次の各号の一に該当した場合、乙から何らの通知・催告を要することなく、甲はリース料の支払について期限の利益を喪失し、甲は直ちに残債務全額(残リース料および未払消費税額等)その他本契約に基づく一切の債務)を一括現金で乙に支払うものとする。
1. リース料の支払を1回でも怠ったとき。
2. 振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
3. 差押・仮差押・仮処分等の申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
4. 破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更生その他破産手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
5. 物件を第三者に贈与・売却・賃貸し、貸与する等乙の所有権を侵害するおそれのある行為または侵害する行為をしたとき。
6. 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
7. 資産・信用が著しく悪化したとき乙が認めたとき。
8. 本契約の各条項に違反し、それが重大な違反となるとき、または乙に対し著しい背信行為をしたとき乙が認めたとき。
9. 連帯保証人が第2項乃至第4号、第5号および第7号の一つにでも該当したときならびに後見、補佐または補助開始の審判を受けたとき、乙が相当と認める連帯保証人を追加しなかつたとき。
②甲が前項各号の一に該当した場合、乙は何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができるものとする。尚、この場合、甲は、本契約解除の意思表示が、転居先不明、不在等により、甲に到達しなくとも、通常到達すべき時に到達したもの乙がみなすことに異議がないものとする。
③前項の規定に基づき、乙が本契約を解除したときは、甲は第18条に基づき物件を乙に返還し、契約解除後の処置を行うものとする。
- 第17条 (物件の滅失・毀損等)** ①物件の返還までに生じた物件の滅失、毀損、その他一切の損害は、天災地変その他原因の如何を問わず、甲が負担するものとする。
②物件が滅失または毀損し、本契約の目的を達しなくなったとき乙が認めた場合、この時をもって本契約は終了するものとする。
第18条 (物件の返還) ①本契約がリース期間満了、第16条第1項または前条第2項(但し、物件が滅失した場合を除く)の規定その他の事由により終了した場合、甲は物件を直ちに乙の指定する場所へ搬送して返還するものとする。物件にデータ(電子的情報)が記録されている場合、甲は自らの責任と費用負担によりそのデータを消去して乙に返還します。万一、甲または甲が記録した第三者のデータが漏洩したとしても、乙は一切責任を負いません。
②甲が物件を直ちに返還しない場合は、乙または乙の指定する者は改めて甲の承諾を得ることなく、使用場所に立入り、物件を撤去して搬出することができるものとする。この場合、甲は損害金として本契約終了日から物件の返還完了日までのリース料等を現金で乙に支払うとともに、引き続き本契約の各条項を遵守するものとする。
③甲は、物件の返還に要する費用を負担するものとする。尚、乙および乙の指定する者は、物件撤去後の原状回復義務を負わないものとする。
- 第19条 (契約解除後の処置)** ①本契約が第16条第1項または第17条第2項の規定の事由により終了した場合、甲は直ちに規定損害金(残リース料および未払消費税額等)を一括現金で乙に支払うものとする。
②前条第1項の規定により、乙が物件の返還を受け、物件を相当な価格で処分した場合、処分価格相当額から処分しに要した一切の費用を控除した金額を前項の規定損害金に充当し、甲はこれに、何らの異議を申し立てないものとする。
③本契約が第16条第1項の規定の事由により終了した場合、甲は規定損害金に加え、本契約の終了に伴い乙において発生した費用を直ちに一括現金で乙に支払うものとする。
- 第20条 (通知義務)** ①甲は、次の各号の一に該当した場合、直ちにその旨を書面にて乙に通知するものとする。
1. 住所・氏名・本店所在地・組織・種別の変更および名称の変更・代表者等の変更、その他甲の事業内容に重要な変更があるとき。
2. 物件について毀損、盗難、滅失等の事故が発生したとき。
3. 物件またはその設置・使用・管理に起因して甲または第三者が損害を被ったとき。
4. 第16条第1項第2号、第3号、第4号、第5号または第6号の事象が発生し、またはそのおそれがあるとき。
②前各号は、連帯保証人にも準用されるものとする。
- 第21条 (事業報告等の義務)** 甲は、乙が要請した場合、毎決算期の計算書類その他甲の事業の状況および物件の保管、使用状況等に関する資料を遅滞なく乙に提出するものとする。
- 第22条 (遅延損害金・訪問費用等)** ①甲は、本契約に基づく債務の履行を怠った場合、支払期日の翌日から支払日まで、年14.6%(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。
②前項のほか、甲および連帯保証人は、乙から集金のための訪問を受けた場合、訪問回数1回につき1,429円(別添消費税等額)をその都度乙に支払うものとする。
③甲は、表記支払方法が自動振替の場合にリース料の支払を怠ったことにより、乙が表記支払金融機関に再度自動振替の依頼をしたときは、再振替手数料として依頼回数1回につき381円(別添消費税等額)を、また甲に振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき381円(別添消費税等額)を、その都度乙に支払うものとする。
- 第23条 (連帯保証人)** ①連帯保証人は、甲の本契約に基づく債務の履行を、甲と連帯して保証するものとする。また、連帯保証人が本契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人は乙の書面による事前の承諾を得たときに限り代理権を行使できる。
②連帯保証人は、乙がその都合によつて他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張および損害賠償の請求をしません。
- 第24条 (和解手続、公正証書)** 甲および連帯保証人は、乙が要請した場合、甲の費用負担で、いつでも本契約について裁判上の和解手続、または強制執行認諾事項を行った公正証書の作成に応じ、直ちに必要書類を乙に交付するものとする。
- 第25条 (合意管轄裁判所)** ①甲および連帯保証人は本契約に關して紛争が生じた場合、争額の如何にかかわらず、乙の本社、支店、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所として合意するものとする。
②甲および連帯保証人は、乙の要請があり次第、第1項に定める管轄裁判所にて、本契約と同趣旨の和解調書を作成するため、即決和解手続に応じます。
- 第26条 (期間満了の措置)** 甲は、リース期間満了後、本契約を更に1年間更新(再リース)するか、または終了するかの選択ができるものとし、本契約を終了するときは、そのリース期間満了の2か月前までに乙に対し書面にて終了の申し出をなすものとする。この申し出がない限り、本契約は表記記載の再リース料をもって、その他本契約と同条件(但し、この場合、第12条(保険)の規定は効力を失うものとする)で自動的に1年間更新(再リース)されるものとし、甲は乙からの請求により再リース料を乙に支払います。但し、乙が、乙の更新をしない旨の意思表示をしたとき、ソフトにかかる使用権設定者の承諾を得られないとき、または甲が乙の提示した所定の期日までに再リース料を支払わないときは、本契約は終了し、甲は第18条に従い物件を乙に返還します。
- 第27条 (特約)** 本契約に定めのない事項および本契約の各条項と異なった事項に関する特約は表記記載の特約のとおりとし、ここに記載のない事項は別途書面で甲・乙が合意しなければ効力は生じないものとする。

領収書等添付様式

(令和5年4月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理	使 途 項 目				
番号	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 人件費				
3		<table border="1"><tr><td data-bbox="1117 436 1157 1019" rowspan="2">案分率</td><td data-bbox="1157 436 1500 571">共通案分率 50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1157 571 1500 1019">それ以外の案分 % 案分の説明</td></tr></table>	案分率	共通案分率 50% 25%	それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率		共通案分率 50% 25%	
それ以外の案分 % 案分の説明					
<p style="text-align: right;">複合機リース料</p> <p style="text-align: right;">14,630 円 × 50 % = 7,315 円を充当</p> <p>05.04.03 14,630 SMTハナ</p>					

(ハード・プログラムプロダクト兼用)

リース申込書

■太枠内にボールペンで強くご記入ください。
■リース申込者様は、本書面を必ずお受取りください。

営業のために利用される場合以外は、お申込みできませんのでご了承ください。

お客様がお申込みになる会社名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社(乙)
〒105-0023 東京都港区芝浦一丁目2番3号

私(申込者および連帯保証人)は「個人情報の取得・利用・提供に関する同意事項」、「リース契約のご案内」および「リース契約条項」を確認し、同意したうえで自由して申込みます。また、本申込みにかかる物件納入のために本申込書に記入された個人情報を納入業者が取得・利用することに同意します。

会社所在地 〒660-0051 尼崎市東七松町1-13-17 電話 06 6487 7005

会社名 フリガナ 兵庫県議会議員 黒川 治 事務所

代表者名 フリガナ 代表 黒川 治 (代表者名)

区分 ①法人 ②公的機関 ③個人事業主(専業) ④明 ⑤大 ⑥平 ⑦令 ⑧年 ⑨月 ⑩日

お住まい ①持家(本人) ②持家(家族) ③借家 ④社宅 ⑤公団 ⑥アパート ⑦その他

●当社より、後日送付の「リースお支払明細書」は、契約成立後「契約の内容を明らかにする書面」となりますので大切に保管してください。
なお、契約成立日(リース開始日)等の契約内容は、「リースお支払明細書」にてご確認願います。

お申込み年月日
2020年06月23日

No.	物件名	メーカー	型式・品番	台数	使用場所(申込者所在地と異なる場合は、ソフトのみの場合は、インストールする指定電子計算機の品番を記入)
01	カラー複合機	セイコー	DocuCentre II C2273 PES	1	(使用場所)
02					(使用場所)
03					(使用場所)
04					(使用場所)

リース物件の詳細は別途納入業者より交付される見積書のとおりとします。

フリガナ お名前 (フリガナ) 黒川 治 名称・所属・役職

性別 ①男 ②女 ③令 ④平 ⑤大 ⑥小 ⑦年 ⑧月 ⑨日

生年月日 年 月 日

リース申込者との関係 ①持家 ②借家 ③社宅 ④公団 ⑤アパート ⑥その他

お住い 居住年数 勤続年数 年収

※金融機関にお届けされている名義を正確にご記入ください。 ※個人事業主の方で、名義に屋号が入る場合は社名欄にご記入ください。

利用する 現在、当社とご契約に基づき口座振替の方法によりお支払いいただいている場合は、当該口座をご利用できます。ご利用を希望される方は、左欄を丸で囲ってください。当該口座のご利用を希望されない場合、当該口座がない場合や当該口座が複数ある場合は、本契約でご利用いただくお支払口座をご記入ください。

お支払口座

金融機関名

口座名義人(共通記入)

社名 (シャメイ) 黒川 治

フリガナ (ダイヒョウシャカタガキ) 7007 大丸

代表者名 (ダイヒョウシャメイ)

ゆうちょ銀行 金融機関コード 99001 通帳記号 0 の 通帳番号(右二桁を記入) 1 口座名義人欄も必ずご記入ください。

(1)リース期間 60 か月

(2)月額リース料等 12300 円(消費税等込)

(3)前払リース料

(4)支払方法 甲の指定する支払口座から自動引落させていただきます。

(5)支払期日 当社より、後日送付の「リースお支払明細書」に従って、自動引落(毎月3日、ただし、金融機関休業日の場合は翌営業日)の方法によりリース料をお支払いいただきます。初回リース料は2回目のリース料と合算して自動引落させていただきます。

(6)再リース料 年額 年間リース料×1/6 (再リース時の消費税等額)

(7)保険 動産総合保険

(8)返延損害金 年 14.6%

(9)規定損害金 残リース料相当額および未払消費税等額

上記契約番号のリース物件を入替えるうえ、この契約を申込みます。また、右記契約番号のリース物件につき、グレードアップ(GU)解約の場合は、その解約金を含めた契約として申込みます。解約金については動産総合保険対象外となることを承諾します。

店コード 076115

納入業者 ティーエヌ株式会社

担当氏名 (市外局番からご記入ください)

TEL FAX

リース お支払明細書

2020年 8月14日作成

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。誠にありがとうございます。早速でございますが、契約いただきました内容を、お知らせ申し上げますので、ご確認賜わりたくお願い申し上げます。万一、ご不明な点がございましたら、弊社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。今ともお引立のほどよろしくお願い申し上げます。
敬 具

契約番号	5002798929		
品名	台数	備 考	
カラークコウキ	1	左記他商品	
076115			
ディーエスエス株式会社			

リース期間	自	2020年 7月31日
	至	2025年 7月30日
	60 ヶ月	
リース料等	月間リース料	13,300 円
	消費税額等	1,330 円
	合 計	14,630 円
	支払日	第1回目支払日 2020年 9月 3日
	第2回目支払日 2020年 9月 3日	
第3回目以降	毎月 3日	
お支払方法	自動振替	
リース料等	前払リース料	0 円
	消費税額等	0 円
	合 計	0 円
	最終	ヶ月分のリース料、消費税等に充当します

前払リース料及び消費税額等には利息は付しません。

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	クワカワ オサム

期	日	リース料	消費税額等	期	日	リース料	消費税額等
120	9	13300	1330	4324	2	13300	1330
220	9	13300	1330	4424	3	13300	1330
320	10	13300	1330	4524	4	13300	1330
420	11	13300	1330	4624	5	13300	1330
520	12	13300	1330	4724	6	13300	1330
621	1	13300	1330	4824	7	13300	1330
721	2	13300	1330	4924	8	13300	1330
821	3	13300	1330	5024	9	13300	1330
921	4	13300	1330	5124	10	13300	1330
1021	5	13300	1330	5224	11	13300	1330
1121	6	13300	1330	5324	12	13300	1330
1221	7	13300	1330	5425	1	13300	1330
1321	8	13300	1330	5525	2	13300	1330
1421	9	13300	1330	5625	3	13300	1330
1521	10	13300	1330	5725	4	13300	1330
1621	11	13300	1330	5825	5	13300	1330
1721	12	13300	1330	5925	6	13300	1330
1822	1	13300	1330	6025	7	13300	1330
1922	2	13300	1330	**合計**		798000	79800
2022	3	13300	1330				
2122	4	13300	1330				
2222	5	13300	1330				
2322	6	13300	1330				
2422	7	13300	1330				
2522	8	13300	1330				
2622	9	13300	1330				
2722	10	13300	1330				
2822	11	13300	1330				
2922	12	13300	1330				
3023	1	13300	1330				
3123	2	13300	1330				
3223	3	13300	1330				
3323	4	13300	1330				
3423	5	13300	1330				
3523	6	13300	1330				
3623	7	13300	1330				
3723	8	13300	1330				
3823	9	13300	1330				
3923	10	13300	1330				
4023	11	13300	1330				
4123	12	13300	1330				
4224	1	13300	1330				

号は個人情報保護のため、一部***表示しております。(注) 備考欄の*印は前払リース料として充当致しました。
*口座振替分のお通帳摘要欄の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SMTバナ」と表示されますので、ご了承ください。


領収書等添付様式

(令和5年4月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理	使 途 項 目					
番号	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費 <u>資料購入費</u> 事務所費・事務費・人件費					
4		<table border="1"><tr><td data-bbox="1117 459 1165 1030" rowspan="3">案分率</td><td data-bbox="1165 459 1500 515">共通案分率 50%</td></tr><tr><td data-bbox="1165 515 1500 593">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1165 593 1500 1030">それ以外の案分 100 % 案分の説明 全て政務活動にかかるものである為 100% 充当する</td></tr></table> <p data-bbox="1117 1097 1500 1164">日本教育新聞 4 月分</p> <p data-bbox="1005 1232 1500 1366">2,750 円 × 100 % = 2,750 円を充当</p> <p data-bbox="287 1523 1436 1590">05.04.06 2,750 SMBC(ニホンキョウイクシ)</p>	案分率	共通案分率 50%	25%	それ以外の案分 100 % 案分の説明 全て政務活動にかかるものである為 100% 充当する
案分率	共通案分率 50%					
	25%					
	それ以外の案分 100 % 案分の説明 全て政務活動にかかるものである為 100% 充当する					

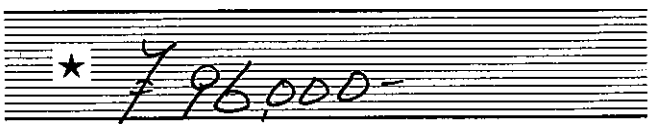
領収書等添付様式

(令和5年4月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理 番号	使 途 項 目														
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費														
	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">事務所用ゴミ袋。</p>	<p>共通案分率 50%</p> <p style="text-align: right;">25%</p> <hr/> <p>それ以外の案分 案分の説明</p> <p style="text-align: center;">案分率</p>													
		<div style="text-align: center;">  <p>尼崎立花店 TEL 06-6422-8333</p> <p>■ 領 収 書 ■</p> <p>毎度ありがとうございます。 ご返品の際はレシートとポイント カードをご持参の上1週間以内に ご来店ください。 店No:6798 レジNo:0001 2023年04月09日(日) 13時34分</p> <p>42 70Lホリワクロシロハトウメイ ¥834 4562161950786 @278×3個</p> <hr/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">小計 3点</td> <td style="text-align: right;">¥834</td> </tr> <tr> <td>消費税等(外税) 10%</td> <td style="text-align: right;">¥83</td> </tr> <tr> <td>(外税対象額</td> <td style="text-align: right;">¥834)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">¥917</td> </tr> <tr> <td>(内、消費税等</td> <td style="text-align: right;">¥83)</td> </tr> <tr> <td>現金預り</td> <td style="text-align: right;">¥1,020</td> </tr> <tr> <td>お釣</td> <td style="text-align: right;">¥103</td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>917 円 × 50 %</p> <p>= 458 円 を充当</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>本領収書は、 県議会議員黒川 治宛の ものである。</p> </div>	小計 3点	¥834	消費税等(外税) 10%	¥83	(外税対象額	¥834)	合計	¥917	(内、消費税等	¥83)	現金預り	¥1,020	お釣
小計 3点	¥834														
消費税等(外税) 10%	¥83														
(外税対象額	¥834)														
合計	¥917														
(内、消費税等	¥83)														
現金預り	¥1,020														
お釣	¥103														

領収書等添付様式

(令和5年4月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理	使 途 項 目							
番号	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費 (人件費)							
6		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1117 450 1165 1025" rowspan="3">案分率</td> <td data-bbox="1165 450 1501 515">共通案分率 (50%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1165 515 1501 582">25%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1165 582 1501 1025">それ以外の案分 % 案分の説明</td> </tr> </table>	案分率	共通案分率 (50%)	25%	それ以外の案分 % 案分の説明		
案分率	共通案分率 (50%)							
	25%							
	それ以外の案分 % 案分の説明							
<p style="text-align: right;">96,000 円 × 50 % = 48,000 円 を充当</p>								
<p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p style="text-align: center;">黒川治事務所様 令和5年4月11日</p> <div style="text-align: center;">  <p>★ 796,000-</p> </div> <p style="text-align: center;">但 上記正に領収いたしました</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">内 訳</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>税抜金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費税額等(%)</td> <td></td> </tr> </table>			内 訳		税抜金額		消費税額等(%)	
内 訳								
税抜金額								
消費税額等(%)								

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

3 月分		氏名						
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間数
1	水							
2	木	9:30	16:00	1:00	5.50			
3	金	9:30	16:00	1:00	5.50			
4	土							
5	日							
6	月	9:30	16:00	1:00	5.50			
7	火	9:30	16:00	1:00	5.50			
8	水							
9	木	9:30	16:00	1:00	5.50			
10	金	9:00	16:00	1:00	6.00			
11	土							
12	日							
13	月	9:30	16:00	1:00	5.50			
14	火	9:30	16:00	1:00	5.50			
15	水							
16	木	9:30	16:00	1:00	5.50			
17	金	9:00	16:00	1:00	6.00			
18	土							
19	日							
20	月	9:30	16:00	1:00	5.50			
21	火							
22	水							
23	木	9:30	16:00	1:00	5.50			
24	金	9:00	16:00	1:00	6.00			
25	土							
26	日							
27	月	9:30	16:00	1:00	5.50			
28	火	9:30	16:00	1:00	5.50			
29	水							
30	水	9:00	16:00	1:00	6.00			
31	金	9:00	16:00	1:00	6.00			
計					96.00			0.00

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

黒川 治



【総支給額の計算】

- ① 時給(A) 96.0 × 単価 [1,000 円] = 96,000 円 (B)
- ② 時間外勤務手当等 支給額 = 円 (C)
- ③ 総支給額 (B) + (C) = 96,000 円 (D)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

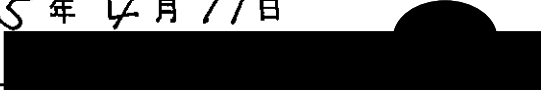
(D) - [0 円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 0 円 (E)

金 96,000 円 (E)

左記金額を確かに領収しました。

令和 5 年 4 月 11 日

氏名



(添付様式8)

パート雇用契約書

ふりがな	[Redacted]
氏名	
住所	
連絡先	
下記の条件で雇用します	
雇用形態	パートタイマー
雇用期間	令和 3 年 1 月 1 日 ~ 期間の定めなし
就業場所	〒 660-0051 尼崎市東七松町1-13-17 兵庫県議会議員 黒川 治 事務所
仕事内容	一般事務 及び 政務活動に係る補佐 後援会行事補佐
勤務日	週 3 ~ 4 日 (週 20時間 程度とする)
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 ~ 午後 5 時 (12 時 から 12 時 59 分 までを 昼食休憩 とする)
賃金	時給 1,000 円
社会保険等加入	雇用保険適用 有
給与支払	毎月末日
支払方法	現金支払

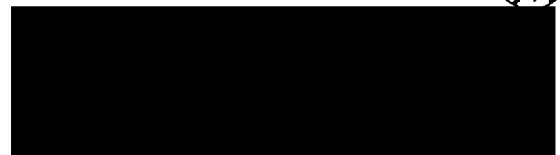
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 2 年 12 月 25 日

雇用者 兵庫県議会議員 黒川 治



被雇用者



領収書等添付様式

(令和5年4月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理番号	使 途 項 目	
7	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	<p style="text-align: center;">EneJet</p> <p style="text-align: center;">※領収書(領収書)</p> <p>伊丹産業株式会社 セルフ武庫之荘SS 兵庫県尼崎市武庫元町1-1-6 TEL:06-6431-0219 2023/04/11(火)06:05</p> <p style="text-align: right;">Enekey</p> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> <p>売上 Saicaカード レギュラー 020100 ¥4001 25.32L @158.0 L-3N-7 7円割引チケット適用(253152) 7円/L.個 割引 済み</p> <p>小計 ¥4,001 (10%対象 ¥4,001 内消費税 ¥364)</p> <p>合計 ¥4,001</p> <p>承認No. 0060878 支払方法 一括 事前オツ OK 端末処理番号 16248</p> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> <p>※本書保管上のお願!! 財布・手帳等にはさんで保管頂く 場合は、印刷面を内側に折り保管 をお願い致します。 春のタイヤセール!! 値上がり直前 大幅な値上げが予想されます。 3つの特典がついてくる 詳しくはスタッフまで!!</p> <p>No.5958 担当:9997 武庫之荘S POS番号01 2023/04/11</p>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>
		<p style="text-align: right;">ガソリン代</p> <p style="text-align: right;">4,001 円 × 50%</p> <p style="text-align: right;">= 2,000 円を充当</p>
<p>本領収書は 黒川 治 宛の 県議会議員 ものである。</p>		

領収書等添付様式

(令和5年4月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理	使 途 項 目													
番号	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 事務費 人件費													
8	<p>大塚商会 請求書 (No. 010074333754) 12.188円の35</p> <p>3/9 コピー用紙 A4 500枚×5 3,371円</p> <p>3/22 宛名ラベル 6,444円 分</p>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 案分の説明 案分率 で</p>												
<p>振込金票兼受領証</p> <table border="1"> <tr> <td>ご依頼人 黒川 治事務所</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>ご請求番号 010074333754</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受領金額 12,188円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(内消費税) 1,068円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>受取人 (株)大塚商会</td> <td></td> </tr> </table> <p>受領印</p> <p>23.8173 23.4613</p> <p>納付印 貼付欄</p>			ご依頼人 黒川 治事務所	様	ご請求番号 010074333754		受領金額 12,188円		(内消費税) 1,068円		手数料	円	受取人 (株)大塚商会	
ご依頼人 黒川 治事務所	様													
ご請求番号 010074333754														
受領金額 12,188円														
(内消費税) 1,068円														
手数料	円													
受取人 (株)大塚商会														
<p>9,415 円 × 50 % = 4,707 円 を充当</p>														
<p>(CVS取扱・銀行 → お客様)</p>														

請求書

2023年 4月 1日発行

ページ

1 / 1



株式会社

大塚商会



〒660-0051

兵庫県尼崎市東七松町1-13-17
竹尾ビル 1F

黒川 治事務所 御中



010074333754

1101 0001-0002 0001-0001 01 080650 048006# 1 000000

お客様コード

請求 No.

2001386564

010074333754

〒 661-0976

兵庫県尼崎市潮江

1-2-12 JR尼崎駅北NKビル

お問合せ先: 尼崎支店

Tel 06-4960-7261

Fax 06-6492-1064

[SC : 648030]

2023年 3月末日締

2023年 4月末日お支払予定

毎度お引立にあずかり、ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

お振込の際はお手数でも、下記の取引銀行口座をお願い致します。

銀行名:

店舗名:

口座:

名義人: 株式会社大塚商会

* 国外から送金いただく場合は別口座をご案内いたしますので右上「お問い合わせ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

今回御請求高

12188

(内消費税等 : 1,068)

日付	伝票番号	品名・規格	数量	単価	金額

[消費税区分] [本体金額] [消費税額]					
課税(軽減) 8% 2,128円 170円					
課税 10% 8,992円 898円					

3/9	TM5V695429				
	3267950	PPC Paper Type FW A4 1箱(5000枚:500枚x10冊)	1	3065	3065
		■課税対象合計			3,371 (3065)
3/22	TM5V895649				
	3237519	各種(旧マルチ)フリンタヘル業務用A°ック A4	1	5495	5495
		21面 70×42.3mm 1箱(500シート)			
		■課税対象合計			6,044 (5495)
3/29	TM5W042434				
税 込 合 計					12188

領収書等添付様式

(令和5年4月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理番号	使途項目
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

共通案分率	50%
それ以外の案分	100%

25%
案分の説明

全て政務活動にかかるものである為 100% 充当する

2023年4月14日

領収書

黒川 治 様

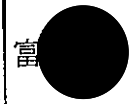
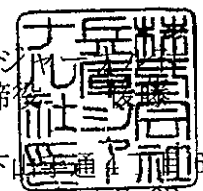
¥ 8,400-

但し 兵庫ジャーナル購読料R5年1月~3月分として

上記金額正に領収いたしました。

内	
消費税等	
現金	
小切手	

株式会社兵庫シ
代表取締役
〒650-0011
神戸市中央区下山手通 6-13
ファインコート下山手 6F
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563



8,400円
× 100%
8,400円を充当

領収書等添付様式

(令和5年4月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
10	<p style="text-align: center;">EneJet</p> <p>納品書(令頁4又書)</p> <p>伊丹産業株式会社 セルフ尼崎SS 兵庫県尼崎市東難波町4-13-9 TEL:06-6401-2658 2023/04/18(火)14:58</p> <p style="text-align: right;">EneKey [Redacted]</p> <p>売上 Saicaカード レギュラー 020100 ¥3781 23.63L @160.0 L-3N-7 割引適用(021115) 5円/L,個 割引 済み</p> <p>小計 ¥3,781 (10%対象 ¥3,781) 内消費税 ¥344</p> <p>合計 ¥3,781</p> <p>承認No. 0104666 支払方法 一括</p> <p>事前払い OK 端末処理通番 [Redacted] 12662</p> <p>※本書保管上のお願い!! 財布・手帳等にはさんで保管頂く 場合は、印刷面を内側に折り保管 をお願い致します。</p> <p>No.0299 担当:9997 セルフ尼崎 POS番号01 2023/04/18</p>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">案分率</p>
		<p style="text-align: right;">ガソリン代</p> <p style="text-align: right;">3,781 円 × 50 % = 1,890 円を充当</p>
	<p style="text-align: right;">本領収書は 県議会議員 黒川 治 宛の ものである。</p>	

領 收 書 等 添 付 様 式

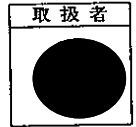
(令和5年4月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

使 途 項 目

整理
番号 1
調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・**事務費**・人件費

共通案分率	50%
それ以外の案分	25%
案分の説明	
案分率	

現金	
小切手	
手形	
振込	
相殺	



No. _____

2023年4月20日

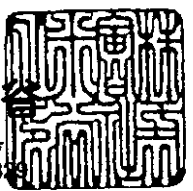
領 収 証

黒川治事務所 様

7/12,650-

但し 角2封筒代

上記の金額正に領収いたしました



お客様のブランドを守りのお手伝い
YONETANI 株式会社 米谷
 〒532-0034 大阪市淀川区野中北2丁目1番22号
 ■TEL 06-6150-1328(代) ■FAX 06-6150-1328

= 12,650 円 × 50%
 = 6,325 円 を充当

(株)米谷 請求書
 (2/28 締め分)
 621,830 円のうち
 2/15 角2封筒代
 12,650 円分



引っ張るだけで簡単開封!

① 角の部分を破り、② 点字矢印の方向に引き上げると開封できます。

ユニバーサル ①② 封筒



輝
一番
き

兵庫県議会議員



ホームページ



ツイッター



フェイスブック

黒川 治 事務所

自由民主党 兵庫県尼崎市 第三支部

〒660-0051 尼崎市東七松町1丁目13-17
TEL. (06) 6487-7005 / FAX. (06) 6487-7006
E-mail: kagayaki1ban@iris.ocn.ne.jp

黒川治は、すべての人がより安心して利用できるユニバーサルデザイン発想のゆめ〜る封筒を採用しています。

(添付様式2)

領収書等添付様式

(令和5年4月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理	使 途 項 目		
番号	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費		
12		案分率	共通案分率 50% 25% それ以外の案分 % 案分の説明
電気料金 4 月分			
$22,530 \text{ 円} \times 50\%$ $= 11,265 \text{ 円}$ を充当			
	05.04.24 関西電力	22,530	04カ"ツ

電気ご使用量のお知らせ

発行年月日：2023/04/14

黒川治事務所 様

お客さま番号	日程	所	番 号				
10	43	0901-131701	尾崎市 東七松町 1丁目 13-17-1F				
供給地点特定番号	06	0104	3090	1131	7011	0000	
年月分	5年 4月分		ご使用期間	3月10日から 4月11日まで			
ご契約種別	従量電灯A						

当月ご使用量	626kWh				
ご参考	前年同月分 (3月10日~4月11日)	296kWh			
	前年同月差	+330kWh			
	前年同月比	+111.4%			

※CO2排出量	194.69kg
---------	----------

※CO2排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき公表した弊社電気の排出係数×お客さまの電気ご使用量から算出しています。
H22.1月以降の排出係数は、CO2クレジット反映後の値となります。「CO2クレジット反映後の排出係数」とは、実際の排出量から地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき京都議定書のクレジット等を控除して算出したものです。

ご請求金額	15,612円	初回振替日	4月24日	再振替予定日	5月 8日
		お支払期限日	5月12日		

(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭
最低料金	371	81	燃料費調整額	-	2,979	70		
電力量料金			口座振替割引額	-	55	00		
1段料金	2,132	55	再エネ促進賦課金	2,159	00			
2段料金	4,627	80	消費税等相当額再掲	1,419	00			
3段料金	9,356	20	託送料金相当額再掲	5,646	00			
			うち賠償負担金相当額 及び廃炉円滑化負担金相当額	150	24			

※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。

当月指示数	11834.7		
前月指示数	11208.7		

計器番号 927

当月指示数			
前月指示数			

今回検針日	4月12日	単価名称	年月日	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
次回検針日	5月15日	燃料調整費	料金改定のため、弊社ホームページをご覧ください。		
		再エネ発電促進賦課金	5年 4月分	51円 75銭	3円 45銭

電気料金領収済のお知らせ

黒川治事務所 様

下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

年 月 分	5年 3月分		
領 収 金 額	8,022円	*****	
消費税等相当額 (再掲)	729円		
再エネ促進賦課金 (再掲)	1,207円		
ご 契 約 種 別	従量電灯A		
ご 使 用 期 間	2月10日から 3月 9日まで		
ご 使 用 量	350kWh		
振 替 日	3月23日		

お客さま番号	日程	所	番 号	口座名義	黒川 治
10	43	0901-131701	店舗		口座番号

◎口座情報による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、口座情報につきましては、お客さまからのご希望がある場合のみ記載しております。
なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<ご連絡先> 関西電力株式会社

(電 話 番 号) 0800-777-8810

電話番号でお申込みの際は番号をよくお確かめの上、必ず「0800」からお掛けください。
※一部のIP電話からは、ご利用いただけません。
営業時間は月～金曜日（祝日を除く）の9:00～18:00です。
夜間、土曜、日曜、祝日においてもお客さまがお急ぎのご用件については承っております。

電気ご使用量のお知らせ

発行年月日：2023/04/14

黒川治事務所 様

お客さま番号	日程	所	番 号				
10	43	0901-131701	尼崎市 東七松町 1丁目 13-17-1F				
供給地点特定番号	06	0104	3090	1131	7012	0000	
年月分	5年 4月分		ご使用期間 3月10日から 4月11日まで				
ご契約種別	低圧電力						
ご契約容量	4kW 力率 90%						

当月ご使用量	240kWh				
前年同月分 (3月10日～4月11日)	139kWh				
前年同月差	+101kWh				
前年同月比	+72.6%				

※CO2排出量 74.64kg

※CO2排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき公表した弊社電気の排出係数×お客さまの電気ご使用量から算出しています。
H22.1月以降の排出係数は、CO2クレジット反映後の値となります。「CO2クレジット反映後の排出係数」とは、実際の排出量から地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき京都議定書のクレジット等を控除して算出したものです。

ご請求金額	6,918円	初回振替日	4月24日	再振替予定日	5月 8日
		お支払期限日	5月12日		

(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭
基本料金	4,342	46	燃料費調整額	-1,142	40
力率修正額	-217	12	再エネ促進賦課金	828	00
電力量料金			消費税等相当額再掲	628	00
その他季料金	3,108	00	託送料金相当額再掲	2,164	00
			うち賠償負担金相当額 及び廃炉円滑化負担金相当額	57	60

※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。

当月指示数	11655.7		
前月指示数	11415.4		

計器番号 669

当月指示数			
前月指示数			

今回検針日	4月12日	単価名称	年月日	1kWhにつき	-----
次回検針日	5月15日	燃料調整費	料金改定のため、弊社ホームページをご覧ください。		
		再エネ発電促進賦課金	5年 4月分	3円 45銭	-----

電気料金領収済のお知らせ

黒川治事務所 様
下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

年 月 分	5年 3月分		
領 収 金 額	9,450円	*****	
消費税等相当額(再掲)	859円		
再エネ促進賦課金(再掲)	1,587円		
ご契約種別	低圧電力		
ご使用期間	2月10日から 3月 9日まで		
ご使用量	460kWh		
振 替 日	3月23日		

お客さま番号	日程	所	番 号	口座名義	黒川 治
10	43	0901-131701	店舗		口座番号

◎口座情報による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、口座情報につきましては、お客さまからのご希望がある場合のみ記載しております。
なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<ご連絡先> 関西電力株式会社

(電 話 番 号) 0800-777-8810

電話番号でお申込みの際は番号をよくお確かめの上、必ず「0800」からお掛けください。
※一部のIP電話からは、ご利用いただけません。
営業時間は月～金曜日(祝日を除く)の9:00～18:00です。
夜間、土曜、日曜、祝日においてもお客さまがお急ぎのご用件については承っております。

(添付様式2)

領収書等添付様式

(令和5年4月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理	使 途 項 目				
番号	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費				
13		<table border="1"><tr><td data-bbox="1118 510 1166 1086" rowspan="2">案分率</td><td data-bbox="1166 510 1509 651">共通案分率 50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1166 651 1509 1086">それ以外の案分 % 案分の説明</td></tr></table> <p data-bbox="1005 1299 1484 1433">$12,082 \text{円} \times 50\%$ $= 6,041 \text{円}$ を充当</p> <p data-bbox="271 1590 1404 1657">05.04.24 12,082 SMBC(75)7114BI</p>	案分率	共通案分率 50% 25%	それ以外の案分 % 案分の説明
案分率	共通案分率 50% 25%				
	それ以外の案分 % 案分の説明				

請求書

発行日：2023年04月04日
請求書番号：830403-0131403

兵庫県議会議員 黒川治事務所

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン



今回ご請求額 12,082円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、郡縣名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3301894776 電話：0120-069-840

お支払約束日	2023年04月24日
お支払方法	口座振替(SMBCファイナンス)
金融機関名	
本・支店名	
預金種目/口座番号	
指定口座名	上記、お支払約束日に口座より引落しさせていただきます。

料金額項目/品名	期間/巻品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
1 トータルサービス料金	2023/03/01-2023/03/31				10984
2 黒モード	1カウント 1000カウント	1000	2.80	2800	
3 フルカラー	1001カウント 以上	3124	2.50	7810	
4 ご使用合計	1カウント 以上	22	17.00	374	
5		4146			
6					
7 【代金/料金合計】					10984
8 【消費税および地方消費税(10%)】					1098
9 【今回ご請求額】					12082
10					
11 ※ご利用機種/機械番号:DocuCentre-VII C2273 PFS 574807					
12 (今回) (前回) (テスト) (ミス)	2023/03/01-2023/03/31				
13 1 (18888) (14712) (10) (42)					
14 2					
15 3 (2765) (2742) (0) (1)					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					

36400 22400 3301894776 31 0407 0C9
A-073593 3301894776 510 1NK 0000 12503050

3 1 備考:

領収書等添付様式

(令和5年4月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
14		案 分 率	共通案分率 50% 25% それ以外の案分 % 案分の説明
電話料金 4 月分			
$11,041 \text{ 円} \times 50\%$ $= 5,520 \text{ 円}$ を充当			
	05.04.25 電話料金	11,041	04カ"ツ

請求額確定日 2023年 4月 8日

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 1 ページ)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 (TAX)
◇NTT西日本ご利用分 9,226	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	-1,790	光もつともつ割	2023年10月～2023年12月以 外の解約は解約金がかかります	合 算
	1,100	ひかり電話オフィスA (エース) 基本料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	1,000	複数チャネル使用料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	100	追加番号使用料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	638	ひかり電話 (通話料)	2月 1日～ 2月28日	合 算
	1,936	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	2月 1日～ 2月28日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料他	2月 1日～ 2月28日 2番号分	合 算
			のご請求となります。	
	838	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 10%	
◇NTT西日本分 (小計) 9,226	9,226	(小計)		
◇NTTファイナンスご利用分 1,815	1,815	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	* 契約番号: N059973836	非対象等
◇合計 11,041	11,041	合計		
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。		

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

(添付様式2)

領収書等添付様式

(令和 5 年 4 月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理	使 途 項 目	
番号	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 (事務所費) 事務費・人件費	
15		共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 % 案分の説明 事務所清掃費 $1,507 \text{ 円} \times 50\% = 753 \text{ 円を充当}$
		案分率

2025.04.26

1,507 JCB) ダンスキンシモサ

発行日 2023 年 03 月 31 日

660-0051

兵庫県尼崎市東七松町1丁目
13-17

黒川治事務所 様

衛生環境を整える

DUSKIN

ダスキンのフランチャイズチェーン加盟店

ダスキン下坂部支店

株式会社セツナン

〒661-0975 尼崎市下坂部 5-20

TEL 06-6492-4444 FAX 06-6497-4488

〒661-0975 尼崎市下坂部 5-20

株式会社セツナン

〒661-0975

合計請求書

お客様コード 2001918

請求No 0237526

締切日	支払日	支払方法	ページ
末日	4月26日	自振	1/1


前のご請求額	今回ご入金額	① 差引残高	今回売上額(税抜)	消費税	② 今回売上合計	④+③ご請求額
			1,370	137	1,507	1,507

お知らせ
04月26日 1,507円を引落させていただきます。

納品日	商品 / サービス内容	納品	回収	単価	売上金額	入金額	内消費税
2.27	黒川治事務所 様 自振 **入金計**	[2001918]				1,507 (1,507)	
3.14	黒川治事務所 様 吸塵・吸水マットSL・H (抗ウイルス) **伝票計** (10%) **小計**	[1044584] DWSLH	1	1	1,507 (1,507)	1,507 (1,507)	
3.31	内消費税 (10%)				(1,507)		137
				合計	1,507	1,507	137

領収書等添付様式

(令和5年4月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理 番号	使 途 項 目	
16	調査研究費	研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
	 <p>系内品書(令頁又書) 伊丹産業株式会社 セルフ尼崎SS 兵庫県尼崎市東難波町4-13-9 TEL:06-6401-2658 2023/04/26(水)11:38</p> <p>EneKey</p> <p>売上 Saicard レギュラー 020100 21.17L @160.0 L-3 N-7 割引適用(021115) 5円/L.個 割引 済み</p> <p>小計 ¥3,387 (10%対象 ¥3,387 内消費税 ¥308)</p> <p>合計 ¥3,387 承認No. 0027661 支払方法 一括</p> <p>事前OK 端末処理番号 17459</p> <p>※本書保管上のお願い!! 財布・手帳等にはさんで保管頂く 場合は、印刷面を内側に折り保管 をお願い致します。 No.5576 担当:9997 セルフ尼崎 POS番号01 2023/04/26</p>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p> <p>案分率</p> <p>ガソリン代 3,387 円 × 50 % = 1,693 円を充当</p> <p>本領収書は 県議会議員 黒川 治 宛の ものである。</p>

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式

(令和 5 年 4 月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理	使 途 項 目					
番号	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費	事務所費・事務費・人件費				
17		<table border="1"><tr><td data-bbox="1117 459 1161 1037" rowspan="3">案 分 率</td><td data-bbox="1161 459 1493 515">共通案分率 50%</td></tr><tr><td data-bbox="1161 515 1493 600">25%</td></tr><tr><td data-bbox="1161 600 1493 1037">それ以外の案分 100 % 案分の説明 全て政務活動にかかるものである為 100% 充当する</td></tr></table> <p data-bbox="986 1182 1481 1332">$4,400 \text{ 円} \times 100\%$ $= 4,400 \text{ 円}$ を充当</p> <p data-bbox="279 1630 470 1680">105.04.26</p> <p data-bbox="954 1635 1396 1691">4,400 シンファンダイ(SMFS)</p>	案 分 率	共通案分率 50%	25%	それ以外の案分 100 % 案分の説明 全て政務活動にかかるものである為 100% 充当する
案 分 率	共通案分率 50%					
	25%					
	それ以外の案分 100 % 案分の説明 全て政務活動にかかるものである為 100% 充当する					

領収書等添付様式

(令和5年4月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理	使 途 項 目	
番号	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費(事務所費)・事務費・人件費	
18	<p>(家賃・振込料 169,730) →(水道代 1,762) 171.492月分 5月分家賃(税別含) 169,730円</p>	<p>共通案分率 (50%) 25%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p> <p>案分率</p> <p>169,730円 < 家賃 169,400 △ 8,800円 振込料 330 (対象外経費)</p> <p>160,930円 × 50% = 80,465円を充当</p> <p>事務所家賃 5月分</p>

加加オムジムシヨ加加さまの振込内容は以下のとおりです。

受付番号：P振0428113250

2023年4月28日 12:42

振込内容

振込先

受取人名

出金口座

振込依頼人

電話番号

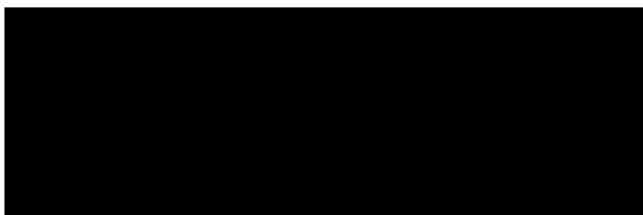
合計引落金額

振込金額

手数料

振込依頼日
(資金引落日)

振込指定日



加加オムジムシヨ加加



171,492円(4-19水道代込)

(171,162円)
330円

2023年4月28日(金)

2023年4月28日(金)



事業用賃貸借契約書（更新事務所用）

貸主 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と借主 黒川 治（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を更新した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	竹尾ビル			1階	1号室
	所 在 地	(建物表示) 尼崎市東七松町1丁目13-17				
		(登記簿) 尼崎市東七松町1丁目90-1				
	構 造	木造・鉄骨・ 鉄筋コンクリート造 ・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・ 陸屋根 ・その他 () / (3) 階建 / 全 (3) 戸				
	種 類	事務所	新築年月	昭和43年 8月		
面 積	74.1㎡		全体面積	402.15㎡		
賃 貸 方 法	1階 事務所フロア一貸しとする。					
附 属 施 設	1階専用トイレ 1階自家用駐車場 (2台分) 竹尾ビル設置看板 (1階用部分)					

頭書(2) 事業内容

黒川 治本人、及び黒川 治が所属する会、会派、党等の黒川 治本人が使用する事務所として。

頭書(3) 契約期間

令和1年 10月 1日 から 令和4年 9月 30日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃料	月額¥143,000円 (内消費税等13,000円)	管理・共益費	月額¥8,800-円 (内消費税等800円)	家財保険料	自己負担 円
礼金				円 駐車場	月額¥17,600円 (内消費税等1600円)
保証金		償却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No. 本数	別紙原契約時鍵貸与表 記載の本数		本	本
賃料等の支払時期		翌月分を前月 末日まで			
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込				
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)		
	(自宅) TEL	-	-
	(勤め先) TEL	-	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	-	-

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	
管理業者		
所在地		
賃貸不動産管理業協会会員番号	宅地建物取引業協会	※賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号)	※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。		
所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

貸主は6か月前、借主は3か月前に通知の上解約できるものとする。

頭書(8) 特約事項

別紙記載の特記事項すべて。

水道料金については、各借主の人数割りによる負担とし、尼崎市水道局の請求月に貸主より案分請求とする。
当初よりの契約期間は、自動更新の為平成30年7月1日より平成33年6月30日迄であったが、
令和元年10月1日より消費税増税の事もあり、当初より約10年間賃料の改定が無かったため今回の期中に
借主及び貸主の合意の元賃料改定を行ったものである。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

[Redacted]	
乙・借主	氏名 黒川 治
連帯保証人	氏名 国 TEL ()
	住所
立会人	[Redacted]

[Redacted]

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1カ月に満たない期間の賃料は、1カ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(3)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1カ月に満たない期間の共益費は、1カ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の カ月分相当額を差引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

ならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の3ヵ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に指定する暴力団員(以下「暴力団員」という)に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
 - 五 暴力団員に本物件を使用させること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第9条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
 - 二 その他費用が軽微な修繕。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第10条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず

ならず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。
 - 二 第7条又は第8条の規定に違反したとき。
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
 - 五 銀行取引の停止。
 - 六 破産手続きの開始。
 - 七 民事再生手続きの開始。
 - 八 会社更生手続きの開始。
 - 九 特別清算手続きの開始。
- 3 乙が次の各号の一つに該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」ものとみなす。
- 一 乙又はその使用人(以下「乙ら」という。)が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。
 - 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 - 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき
 - 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき
 - 五 乙らが第7条第7項第4号又は第5号の規定に違反したとき
 - 六 乙らが暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき

(乙からの解約)

第11条 乙は、甲に対して3ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第12条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第13条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第14条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第15条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき。
- 三 連帯保証人の住所氏名緊急の連絡先その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は、解散。

(延滞損害金)

第16条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり) 14%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第17条 (A) ~~連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。~~

(保証)

第17条 (B) 本契約は、 が提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。

2 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きを採らなければならない。

3 乙が前項の手続きを採らない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当額を負担しなければならない。

4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(2)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

5 ~~前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。~~

(免責)

第18条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第19条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第20条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第21条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

領収書等添付様式

(令和5年4月分)
(自由民主党)
(黒川 治)

整理	使 途 項 目	
番号	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
19	<p>(家賃 169,400, 振込料 330) → 水道代 1,762 171,492円のうち 水道代 1,762円</p>	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明 案分率

$$= 1,762 \text{ 円} \times 50 \% = 881 \text{ 円を充当}$$

クカワ オサムジ ムシヨ クカワさまの振込内容は以下のとおりです。

受付番号 : P振0428113250

2023年4月28日 12:42

振込内容

振込先

受取人名

出金口座

振込依頼人

電話番号

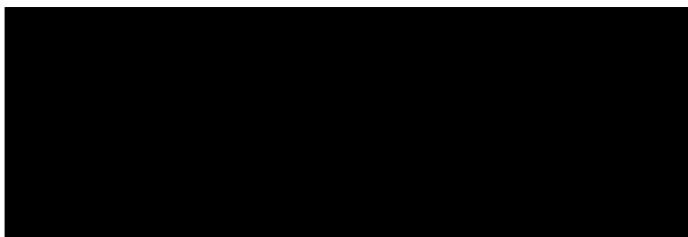
合計引落金額

振込金額

手数料

振込依頼日
(資金引落日)

振込指定日



クカワ オサムジ ムシヨ クカワ



171,492円(4-18家賃込)

(171,162円)
330円

2023年4月28日(金)

2023年4月28日(金)

水道代請求書

黒川 治 事務所 御中

下記のように請求させていただきますので、宜しくお願い致します。

— 記 —

令和5年度第1期分(令和5年2月7日～令和5年4月7日)
尼崎市東七松町1-13-17竹尾ビル

請求金額 1,762 円

計算根拠


水道料金等 6,167 円

1階負担部分 $6,167 \times 2 \div 7 = 1762 \rightarrow 1,762$

(1階部分)	2	名
(2階部分)	1	名
(3階部分)	4	名
合計	7	名

令和5年4月10日



 尼崎市公営企業局

ご使用場所・お客様名
 尼崎市 東七松町1丁目
 13-17

お客様番号 11-176971
 水道番号 1-52041-1
 メータ番号 30448 口径 25

様

ご使用水量のお知らせ

令和5年度 1期 計量日 R 5. 4. 7
 ご使用期間 2月7日～4月7日
 今回指示数 429
 前回指示数(-) 416(R 5. 2. 7)
 メータ取替までの水量(+)

今回ご使用水量 13 m³

(通信欄) 前年同期 8 m³
 悪質な訪問販売業者にご注意を
 ! 水道管の洗浄や浄水器のあっせ
 ん等は市では行っていません。

①割引前水道料金 4,929円(448円)
 ②口座割引額 55円
 水道料金(①-②) 4,874円(443円)
 下水道使用料 1,293円(117円)
今回ご請求金額(概算) 6,167円

(注) 水道料金の口座割引は、口座振替でお支払いのお客様で
 定例口座振替予定日に振替された場合に限りです。

定例口座振替予定日 (R 5. 4. 27)
 次回計量予定日 (R 5. 6. 7)

金額欄の()内は消費税及び地方消費税相当額
 が検針しました。

口座振替済(前回分)のお知らせ

令和4年度 6期 振替日 R 5. 2. 27

ご使用水量 8 m³
 ①割引前水道料金 4,065円(369円)
 ②口座割引額 55円
 水道料金(①-②) 4,010円(364円)
 下水道使用料 1,260円(114円)

振替金額 5,270円

上記の金額をご指定口座から振替させていただきました。
 ありがとうございました。

口座割引

○ 使用水量・漏水減額のお問い合わせは
 尼崎市水道料金徴収等業務受託者
 上下水道お客さまセンター
 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 TEL: 06-6489-7420